

商工こすど かわら版

第286号
小須戸
商工会

〔4月の花〕
さくら



第六十四回通常総会

開催予定のお知らせ

第六十四回小須戸商工会通常総会は、次の日程にて開催予定です。後日、正式にご案内いたします。

多くの会員の皆様のご出席をお待ちしております。

【日時】五月十五日(水)

【会場】小須戸商工会館 三階

【懇親会】山勢

※開催時間等の詳細については、追って来月号のかわら版で再度連絡いたします。

特別減税についてのお知らせ

「令和六年度税制改正の大綱」(令和五年十二月二十二日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、大綱に沿った改正法案が成立した場合、令和六年分所得税等について定額による特別減税(定額減税)が実施されることとなります。

【目的】

長く続くデフレを脱却し、賃金上

昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレシマインドの払拭と好循環の実現に繋げていくために行われるものです。

【対象者】

所得税

令和六年分の所得税に係る合計所得金額が一、八〇五万円以下の居住者

住民税

令和六年度分(※)の住民税に係る合計所得金額が一、八〇五万円以下の納税義務者

※個人住民税は前年の所得に対して課税されるため、令和五年分の所得金額により判定

給与所得のみの場合、給与収入(賞与を含む)が二千万円以下の場合に対象

【減税される金額】

所得税

本人三万円+同一生計配偶者または扶養親族(※)×三万円

住民税

本人一万円+同一生計配偶者または扶養親族(※)×一万円
※所得税は非居住者、住民税は国外居住者を除く

ただし、その合計額がその人の税額を超える場合は、その税額が限度となります。また住民税の控除対象配偶者を除く同一生計配偶者に対する特別控除は令和七年分の所得割の額から控除されません。

【減税の実施時期】

◆給与所得者の場合

所得税

給与所得者の場合、令和六年六月一日以後最初に支払を受ける給与等の源泉徴収税額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。控除しきれない部分は、その後に支払を受ける給与等の源泉徴収税額から順次控除されます。

住民税

令和六年六月の給与に係る住民税の特別徴収を行わず、七月から翌年五月までの間で、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の十一分の一が毎月徴収されます。

◆事業所得者の場合

所得税

令和六年分の所得税に係る第一期分予定納税額(七月)から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。第一期分予定納税額で控除しきれない部分の金額は、第二期予定納税額(十一月)から控除されます。最終的には確定申告することによって、すべての特別控除を受けることができます。

住民税

令和六年度分の個人住民税(普通徴収)に係る第一期分の納付額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。第一期分で控除しきれない部分の金額は、第二期以降の納付額から順次控除されます。

◆年金所得者の場合

所得税

令和六年六月一日以後最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。控除しきれない部分は、それ以降に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から順次控除されます。

住民税

令和六年十月一日以後最初に支払を受ける公的年金等の特別徴収税額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。控除しきれない部分は、令和六年度中の各月分特別徴収税額から順次控除されます。

税務署からの特別減税（源泉所得税関係）説明会のご案内

新津税務署では、特別減税実施に当たり、源泉徴収義務者の皆様に制度の理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、定額減税説明会を下記のとおり開催します。希望される方はご参加ください。お申込みは、LINEによる事前予約制となっていますので、下段表内の方法にてお申込みください。

開催日時	開催場所	定員	お申込み方法
令和6年4月11日(木) 13:30~15:00	五泉市福祉会館 3階大会議室 (五泉市太田 1092-1)	200名 申込期限 4月8日	STEP1 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち登録 (下記に二次元コードあり)
令和6年4月16日(火) 10:30~12:00 14:00~15:30	秋葉区役所 6階会議室 (新潟市秋葉区程島 2009)	午前午後 各80名 申込期限 4月11日	STEP2 トーク画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
令和6年5月13日(月) 10:30~12:00 14:00~15:30	秋葉区役所 6階会議室 (新潟市秋葉区程島 2009)	午前午後 各80名 申込期限 5月8日	STEP3 「定額減税の説明会に申し込む」を選択 STEP4 説明会会場や来場希望日時を選択
令和6年5月16日(木) 13:30~15:00	五泉市福祉会館 3階大会議室 (五泉市太田 1092-1)	200名 申込期限 5月13日	STEP5 内容を確認して「申込」をタップして申込完了

※会場への入場時に「申込完了」画面の確認があります。

【国税庁 LINE 公式アカウント】
【説明会の主な内容】



友だち追加はこちら

DVD上映を中心に制度の概要及び事務手続を説明します。「特設サイト」においてもDVDと同じ内容の動画を配信していますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。



定額減税特設サイト

【お問合せ先】
新津税務署 法人課税部門
0250-331-2171

「労働保険」年度更新のお願い

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所におかれましては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための「年度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、令和五年四月から令和六年三月までの一年間に従業員に対し支払った賃金額や建設業の労災保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付することとなります。

雇用保険料率 令和6年4月～令和7年3月

事業の区分	①被保険者負担分	②事業主負担分	①+② 保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

令和6年度 雇用保険料率のお知らせ

令和六年度（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで）の雇用保険料率について、令和五年度から料率変更はありません。

「年度更新」のご案内文書をご確認いただき、期限までに関係書類の提出をお願いいたします。
【提出期限】
令和六年四月十九日（金）